

発議第 1 1 号

香芝市議会会議規則の一部を改正することについて

香芝市議会会議規則の一部を次のとおり改正する。

令和 4 年 1 2 月 2 2 日提出

提 出 者

香芝市議会議会運営委員会

委員長 芦 高 清 友

香芝市議会会議規則の一部を改正する規則

香芝市議会会議規則（平成４年議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第１１２条を次のように改める。

第１１２条 委員長は、委員として委員長席で発言することができる。ただし、委員長が討論をしようとするときは、委員席に着き、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。